

平成18年（2006年）紀北町9月定例会会議録

第 3 号

招集年月日 平成18年9月5日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成18年9月14日（木）

応招議員

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 平野倅規 | 2番 | 中村吉之 |
| 3番 | 東 清剛 | 4番 | 世古勝彦 |
| 5番 | 濱田耕輝 | 6番 | 井土清二 |
| 7番 | 平野隆久 | 8番 | 尾上壽一 |
| 9番 | 山中剛司 | 10番 | 橋本雄固 |
| 11番 | 永田安彦 | 12番 | 浅川 研 |
| 13番 | 濱田武次 | 14番 | 中村健之 |
| 15番 | 川端龍雄 | 16番 | 松永征也 |
| 18番 | 近澤チヅル | 19番 | 東 恒雄 |
| 20番 | 東 澄代 | 21番 | 中本 衛 |
| 22番 | 垣内 勇 | 23番 | 東 寿子 |
| 24番 | 中津畑正量 | 25番 | 塩崎悦万 |
| 26番 | 西岡利平 | 27番 | 北村博司 |
| 28番 | 野呂健博 | 29番 | 岩見雅夫 |
| 30番 | 島本昌幸 | 31番 | 谷 節夫 |

不応招議員

17番 家崎春季

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|------|-----------|------|
| 町 長 | 奥山始郎 | 助 役 | 北村文明 |
| 収 入 役 | 川端清司 | 総 務 課 長 | 谷口房夫 |
| 財 政 課 長 | 太田哲生 | 危機管理課長 | 中場 幹 |
| 企 画 課 長 | 川合誠一 | 税 務 課 長 | 長野季樹 |
| 住 民 課 長 | 宮沢清春 | 福祉保健課長 | 塩崎剛尚 |
| 環境管理課長 | 山本善久 | 産業振興課長 | 広瀬栄紀 |
| 建 設 課 長 | 中原幹夫 | 水 道 課 長 | 村島成幸 |
| 出 納 室 長 | 家崎英寿 | 紀伊長島総合支所長 | 石倉宣夫 |
| 海山総合支所長 | 上村晴彦 | 教育委員長 | 喜多 健 |
| 教 育 課 長 | 小倉 肇 | 教 育 課 長 | 奥野昇眞 |

職務の為出席者

| | | | |
|---------|------|--------|------|
| 事 務 局 長 | 中野直文 | 書 記 | 川口節生 |
| 書 記 | 牧野尚記 | 総務課長補佐 | 工門利弘 |

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

| | |
|-----------|----------|
| 11番 永田 安彦 | 12番 浅川 研 |
|-----------|----------|

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

議長

おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は29名です。定足数に達しております。

なお、家崎春季君より欠席との連絡を受けております。

また、1番 平野倅規君より遅刻との連絡を受けておりますのでご報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

まず、議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(議 事 日 程 朗 読)

議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第 1

議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定により本日の会議録署名議員に、

11番 永田安彦君

12番 浅川 研君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

一般質問の形式は一問一答方式とするため、会議規則第55条のただし書きにより、質問の回数は特に定めないことといたします。

発言時間は30分以内といたします。

質問前に発言者をお願いいたします。収録のためマイクの調整を登壇、または自席にて上手に利用していただきたいので、テレビの収録が少し聞き取れないそうですので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、28番 野呂健博君の発言を許します。

28番 野呂健博議員

28番 野呂健博、皆さんおはようございます。

議長のお許しを得まして一般質問をさせていただきます。

本日のトップバッターということで、大変緊張しておりますので、一つよろしくお願い申し上げます。

私の一般質問の題名は、公民館組織の一元化と運営についてでございます。ご答弁は教育長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

紀北町が誕生して、まもなく1周年を迎えようとしていますが、その間いくつかの団体の統合、また組織等も再編され、順調に機能している一方、先送りになっている課題もまだまだ残されております。

ところで、紀北町には町立公民館は紀伊長島区に7館、海山区に6館あります。合併協定書には公民館施設については現行どおり新町に引き継ぐ。休館日については合併までに調整し、合併時に再編する。と謳われていますが、組織及び運営方法等については一切触れられておりません。そのためかどうかは存じませんが、組織運営等の見直しもせず、旧町のまま事業展開を進めているように見受けられますが、その点はいかがでしょうか。

両区の公民館には、組織的にかなりの相違点がございます。

つきましては質問の第1点目は、館長主事の待遇面についてお尋ねいたします。紀伊長島区の館長については、報酬年額10万8,000円、主事は8万4,000円、海山区の館長は、年額8,000円、館長の差額は年額約10万円あります。しかしながら、主事につきましては海山区

の場合は臨時職員が常駐をしている関係で、年額1人当たり約150万円強となり、運営審議会委員の報酬も含めると、概算で約650万円ほどの差額があるように思いますが、もし間違っておれば訂正願いたいと思います。

このことについては、双方の組織及び運営方法等の相違によるもので、どちらの方式が良いのかについての評価は活動状況及び事業効果によると思われませんが、この点につきましては財政面を含めて今後十分検証、検討していく必要があると思います。急速な改革が難しいかとは存じますが、徐々に見直しを図りながら一元化を目指して取り組んでいかなければならない問題かと存じますが、教育長のご所見をお伺いいたします。

2点目は、館長及び主事の委嘱と任期についてお尋ねいたします。

去る6月定例会で尾上議員の一般質問に対し、答弁で教育長は館長・主事については教育長が選任して、教育委員会が任命することになっています。十分社会教育法を理解し、その判断できる方を委嘱していると申されましたが、教育長が選任しての部分は選任ではなく、推薦の誤りではないかと思いますが、いかがでしょうか。

私は教育長の推薦であると判断して次の質問をさせていただきます。

教育長が推薦するに際しましては、事前に目星をつけて本人に打診していると思われませんが、出来れば目星をつけた時点でその方に打診する前に、地域の自治会、役員に相談していただきたいと思います。

任期は2年となっていますが、更新時にも同じような方法でしていただきたいと思います。2年任期で更新、継承、継続で委嘱していくことは大変結構なことではありますが、長年やっているとマンネリ化にもなりますし、また世代交代も必要で、新陳代謝を図っていく意味からも、最低5期10年までで交代するように申し合わせが出来ないかどうか。

館長は公務員等の定年、退職者が任命されることが多いように思います。10年勤めれば70歳になります。ちなみに私ごとではありますが、私は一昨日満70歳になりました。現在議員2期目をさせていただいておりますが、私の持論は70歳まで、新陳代謝を図っていくには後進に道を譲り世代交代をしていくこと、したがって、10月5日の町議選には立候補いたしません。この場を借りてはっきりと申し上げます。

今回はしたがって最後の一般質問でございます。質問が少し横道に脱線しましたが、3点目は、講座とサークル活動についてお尋ねいたします。

公民館講座は既成事実のように毎年同じメニューで、同じメンバーで、至れり尽くせりで行っている講座もあるように見受けられます。同一講座は3年経過すれば自主サークルに

移行するような規定があったように思いますが、守られていない講座もあるように思います。紀北町になってゼロからのスタートという意味も含めまして、教育委員会で一度全館の講座をチェックして調整していただきたいと思っております。

また、公民館講座は旧長島町の場合、受講料を一切徴収していませんが、配布していただきました資料を拝見しますと、海山町の場合は1講座1,000円を徴収しております。いわゆる受益者負担ということであります。いずれにしてもどちらかに統一していかなくてはならないと思いますが、教育長の考え方をお伺いいたします。

なお、公民館講座はほとんど教養や趣味に関するものであり、伝統文化を伝承していくようなメニューがありません。例えば神楽保存会といったような講座、このような講座を地域公民館から要望があればOKなのかどうか、お尋ねいたします。

また、各地区の公民館には運営審議会があり、教育委員会から委嘱を受けてなっていますが、紀北町になって1年を迎えようとしているのに、まだ委嘱状が交付されていない。そのために審議会が開けないという、ある館長の苦言がございました。その点はどうなのか、それをご答弁お願いしたいと思っております。

いずれにいたしましても公民館講座については、先ほど少し触れましたが、全館を総点検して現況を把握し、再構築することが必要かと思っております。なানা主義は改めるべしと思っております。この点についての教育長のご所見を合わせてお伺いいたし、演壇での質問を終わります。関連につきましては自席からさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

野呂議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

公民館のことについて3点にわたってご質問がございました。

まず、1点目の公民館の一元化が進んでいないのではないかというご指摘でございますが、確かに遅れております。公民館の組織はですね、海山・長島両地区とも社会教育法27条において館長、主事、その他の必要な職員を置くと規定されているところに基づいて人員の配置等をしており、組織としてはですね、同じ形でやっておるんですが、ただ活動の内容につきましては歴史とか、これまでの公民館が発足してから60年以上の歴史がありますので、その地域でですね、培ってきた歴史等の違いがあって、なかなか同じにですねスタートすることが出来ませんでした。

公民館長の報酬、それから主事の報酬の違いについては、委員さんが今おっしゃったとおりで間違いありません。とおりでございます。この差につきましては館長は双方とも非常勤でボランティアというような形の勤務になっておりますので、年額と月額の違いはありますが、ボランティアという形の報酬ということですね、大きな差にはなっておりませんが、この主事については本当に大きな差があるわけでございます。これは一方が常勤で、一方が非常勤という、その形を取っているからでございます。

この合併の話合いのときにですね、やはり論議をこの点については重ねたわけなんですけども、両地区の今いきましたように長い歴史と公民館の果たす役割等の違いの事情によってですね、早急な一律化は無理であるという結論に達しましたので、18年度は両地区とも従来どおりの形で発足いたしました。

ただ、そのままにしておくということではございません。今年も今ずうっとこの1年の、お互いの公民館の活動を点検しながらですね、何とか早い機会に両方同じ条件で館長、主事の位置づけをですね、していきたいとおもっております。今しばらく時間をいただきたいと思っております。

2点目にですね、館長、主事の選任方法でございますが、社会教育法28条はご指摘のとおり、教育長が推薦でございます。推薦したのを教育委員会で決定するということでございます。前回選任という言葉で私が申し上げたということについては訂正をさせていただきます。そのつもりで言ったんですけどね、言葉がちょっと厳密な使い方を間違っておったということでございますので、ですから教育長が推薦し、教育委員会に諮り、委員会が任命しておるところでございますが、教育長の推薦に当たっては、前にも申し上げましたとおり、社会教育法を理解してその趣旨に則って公民館の運営ができる方ということを条件に推薦をしておるところでございます。

どのような基準でしておるかということでございますが、現在の館長さんのご意見、それから地区の区長さん、あるいは公民館関係者の方のご意見を十分聞かせていただいて、そのうえで教育委員会へ図るようにはしております。ただ、地域によりましては伝統的な公民館に対する対応の仕方がありまして、地域で決めていらっしゃるんですね、この方を推薦したいと、教育委員会へ申し出ていただいて、それを先ほどの条件に照らしてですね、妥当ということでそのまま教育委員会に私のほうから推薦させてもらおうと、そういう地域もございます。例えば三浦区なんかはそういう方式を取っておるわけでございますね。

その他地域によっていろんな特徴があるわけですけども、その地域の特性に配慮しつつで

すね、私どものほうで推薦をし、教育委員会の方の議決を経て委嘱をするという形になっております。

それからご指摘のですね年齢の問題、あるいは経験年数の問題につきましては、地域のさまざまな実情がございまして、例えばこういうことをこういう場で申してどうかわかりませんが、例えば野中先生が相賀公民館のですね館長をずうっと継続をしておるような、そういうその地域の実情から見てそういう事態に至るといいますかね、これが理解できるような事情もあったわけでございますね。そういったことも含めて地域の実情ということで、それも勘案させてもらっております。

ただですね、今年もご指摘のとおり、やはり10年を越えてですね、70歳を越えた館長さんにつきましてはお話合ってますね、快く交代していただいたと、勇退していただいたというケースもございますので、ご指摘の点についてはですね十分推薦の過程のなかで配慮してですね、これから進めていきたいと思っております。

それから3点目に、講座とサークル活動の会費受益者負担についてということのご質問でございますが、これもご指摘のとおりでございますして、公民館講座というのはですね、館長さん、主事さんが計画をしですね、そしてその地域の人々の生活にですね、寄与するような必要なテーマをとらえた講座をすると、そして公民館が主導権を持って開催する講座が公民館講座でございます。

したがって、費用については原則として公費負担ということになります。サークル活動のほうはおおむねですね、その公民館講座で出発し、3年間経過したあとですね、希望者が自主事業として行うということが原則でございますして、これはかなりたくさんですね、今、自主サークルが活発に動いてもらっております。これについてもですね、なるべく施設等の面でですね、協力してこの自主サークルを育てていきたいと思っております。

それから受益者負担ということでございますが、確かに海山区のほうは公民館講座といえどもですね、伝統的なこれも1つの形だと思うんですが、1講座1,000円という形で受講者の方がですね、負担をしていただいて進めてきてもらっております。これに対して長島のほうはですね、長島区のほうは保険料とかですね、材料費は自費負担でございますが、他はですね一応公費で運営するという形でやってまいりました。

これについてもですね、今後やはり海山町のような形を取り入れて、受益者負担をやはり一部していただくという方向で、これから実施していきたいと思っております。

以上でございます。

議長

野呂健博君。

28番 野呂健博議員

ただいま教育長にご丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど2点目の館長、主事の推薦の件でございますけども、先ほど三浦地区の場合はこうこうということを説明していただいたんですけども、私もこの三浦地区の地区からの推薦方法が受けて教育長はという形がいいんじゃないかと、出来たらそういうふうにしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それと3点目の講座とサークル活動についてでございますけども、公民館講座は一応3年を周期に、あとは自主サークルに移行ということやけども、出来るだけ自主サークルを拡充していただいて、公民館活動やっぱりそのあれをちゃんと守ってほしいんですわ。もうずうっと見て、このあれを見ますとね、もう何10年も同じ講座がずうっと続いておるのあるんですわ。私もご存じのように14、15年前に館長しておった経験があるもんで。

それともう1つ受講料の問題、これもその当時私は教育委員会にも館長会議のときに、もうよその公民館は皆取っておるんですよ。受益者負担というやつを1,000円から3,000円以内で、だからこれはね、なぜ取るかという、意識の問題があるんですよ。年間1,000円であっても納めていると、やっぱりお金出している以上もう本当にまじめに来てくれるんですわ。ところがね、ただやというともう行かんでも何も損はせえへんわという感じで、段々こう減っていくんです、人間がね、受講者が。そうする講師謝金払わんならでしょう、そんなことでもう本当に少ないところは4、5人しか集まってない講座もあるわけですわ。

だから受益者負担を取りなさいということ、館長会議のときに教育委員会ももちろん来ておるんですけども、随分私は進言してきたんですけども、とうとう実行出来なかったんですけども、それで今何10年経ってから見たらやっぱり同じようにただでやっておるわけですわね。海山さんの資料出してもうて見たら、海山さん1,000円取っておると、当然尾鷲も取っておるわけですけども、だからそういうような今度、来年からでも教育長は取っていきたいというようなことをおっしゃたので、是非そういうふうにしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それともう1点、ちょっと関連でちょっと質問させていただきたいんですけども、教育集会所についてちょっとだけ触れさせていただきます。

以前はですね、教育集会所というと県からですか、随分高額な補助金が出て事業展開して

おったわけですね。最近ちょっと聞きますと、今ないんやという話を聞いたんですけども、そのへんはどうか。

それと教育集会所やから所長と、また主事がおると思いますが、そのへんの手当の問題もちょっと含めて、ちょっとお答え願います。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

教育集会所についてお答えいたします。

現在、町内にはですね7館の集会所がございます。所長、主事については1年の委嘱ですね、お願いをしておるところでございます。もちろん非常勤でございます。所長のほうは年額3万6,000円、主事のほうは年額2万3,000円という形をお願いをしております。

それからご承知のように、従来、補助が国庫、県費どちらからも事業について出ておったんですが、これがなくなりました。ただ、県のほうはですね、やはりまだ人権問題についてさまざまな事象がある以上は、町費でですね、町の運動としてやはり継続できる分は継続してほしいと、そういう要望がございますので、本町としてもですね、この町費でこの分については事業についてはですね、継続をしております。本年度164万円程度の事業、維持管理についてのですね予算をみて、この事業についてやっているところでございます。

議長

野呂健博君。

28番 野呂健博議員

ちょっともう1つの今のね関連で忘れましてんですけども、施設の使用は無料と書いてあるんですけど、これを見ると、そのへんちょっともう一遍お答え願います。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

この集会所という性格から申しまして、やはりその趣旨にかなった使用については当然無料でやっていただいております。

議長

野呂健博君。

28番 野呂健博議員

それから4番目に質問しました委嘱状が出ていないという問題なんですけども、ちょっとそれ答弁いただいてないと思いますので。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

これについてはですね、事務局のほうとしては出しておるといふふうに把握しています。

ですから、もしですね届いていないということであればですね、もう一度、あとでちょっとどこの公民館か聞かせてくださいですね、再度調査してですね、そこの運営委員さんのところへ出ていなかったら早急に手配をしたいと思います。うちとしてはですね、運営審議会の委員さんを4月の後半の段階でですね決定し、委嘱をしておるといふふうにこう踏んでおるんですが、ひょっとしたら一部の公民館でですね、わたっていないということがあってもわかりませんので、再度調査をさせていただきます。

議長

野呂健博君。

28番 野呂健博議員

私からまたいいます。

それからもう1点、ちょっと忘れたんですけども、講師謝金が今、海山区の公民館と長島区の公民館と同一かどうか、その1点また、ちょっとまたすぐお答え願います。講師謝金です。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

これはもう紀北町になってから統一しておるはずですので、同じであると私どもは認識しております。

28番 野呂健博議員

おいくらですか、ちょっと。

小倉肇教育長

5,000円が基本ですので、税金を取る場合は5,500円になるんですかね、ちょっと端数は、それに対してですね源泉所得税を入れて支払いするということになっております。5,000円です。

議長

野呂健博君。

28番 野呂健博議員

わかりました。

最後にですけれども、1番目の一元化を図っていく方針であるというご答弁をいただき、大変、安堵しておるところでございますけれども、出来るだけ早く成就することを期待して、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました

議長

以上で野呂健博君の質問を終わります。

次に、30番 島本昌幸君の発言を許します。

30番 島本昌幸議員

30番 島本昌幸、平成18年9月定例会の一般質問をさせていただきます。

旧海山町議会合併問題調査研究特別委員会の席上、談話のなかで当時の海山町長は、もし仮に海山町に役場本庁が設置されることがあれば、紀伊長島町には社会福祉協議会本所を設置し、両町のバランスを取り、新町の繁栄を図る必要があると申しておりました。

役場本庁は条件が整えば紀伊長島区に移転するというので、現在その準備は粛々と進められているそうですが、本庁移転後海山区にデイサービスセンター、在宅介護支援センターを含む社会福祉協議会本所を設置する必要性を町長はどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

以上、関連の質問は自席にしてさせていただきます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

島本議員のご質問にお答えします。

役場本庁舎移転については、合併協定書におきまして、合併当初の新町の事務所の位置は、海山町大字相賀 495番地 8 元の海山町役場ですね、とする。合併後5年以内に新庁舎の位置を紀伊長島町内の国道42号沿線で防災面、経済面、利便性、発展性にすぐれた適地に定めるということになっておりますことは、議員もご承知のことと存じます。

そこで、議員ご提案の社会福祉協議会の本所の今後のあり方についてでございますが、現在の本所のあり方については、旧両町の社会福祉協議会におきまして、町と同じように合併

協議会を立ち上げ、そのなかでご議論された結果、社会福祉会館は当時の紀伊長島町社会福祉協議会の所有財産であったこともあり、紀伊長島区に本所を置くことが決定されたと伺っております。

こうしたことから伺い知ることはできると思いますが、社会福祉協議会は、役場とは別の組織であり、私の権限が及ぶところではございませんので、本所のあり方については差し控えさせていただきたいと存じます。

ただ、議員のおっしゃりたいのは、役場の本庁が紀伊長島区に移転しても紀北町全体が活気あふれる町になるようにとの思いのなかでのご質問と察しられ、このことにつきましては私も同感でございまして、今後の町づくりに活かしていきたいと存じます。

議長

島本昌幸君。

30番 島本昌幸議員

ありがとうございます。

現在、議会がある日は町長はじめ、65名ほどの方々が紀伊長島区から遠方のところを海山区へご足労いただいているそうです。心から感謝申し上げたいと思います。多少ですが、本庁舎効果というのでも現れてきているのではないかと思います。

どこの自治体でも役場本庁とその社会福祉協議会は、良い意味での行政の双へきとなっていると思います。地方に来るほどそうじゃないかと思うんですけども、ご存じのように紀北町は細長い町ですので、その双へきというのですかね、社会福祉協議会、役場本庁の配置が非常に難しいと思うんです。この紀北町はそういう典型的な町だと思うんですけども、町長もおっしゃられたように、海山区から役場本庁が長島区へ移転いたしますと、海山区が支所だけになってしまいまして、グッと寂しくなりますので、何とかせめて社会福祉協議会でも海山のほうへ移転していただきたいなという思いなんです。

以前より少しでも町が良くなったら、暮らしが良くなったらと皆願って合併したのですから、その思いを極力くみ取っていただいでですね、また役場本庁の移転準備もまだ期間があると思うんです。それと並行してですね、海山区へ何を置くかということを慎重に、じっくりと推し進めていただきたいと思います。以上です。

議長

答弁よろしいですか。

30番 島本昌幸議員

結構です。

議長

以上で島本昌幸君の質問を終わります。

次に、18番 近澤チヅル君の発言を許します。

18番 近澤チヅル議員

おはようございます。

18番 近澤チヅル、9月議会の一般質問を行います。

通告順にいたします。初めに介護保険について、高齢者からの介護取り上げを止めさせる、その立場で質問いたします。

4月から改悪介護保険法が全面実施され、多くの高齢者の方が容赦なく公的な介護サービスを奪われております。これまでも介護保険の実態は、保険料は現役時代の給料からも、そして年金暮らしの方は年金からも容赦なく天引きされる。それなのに基盤整備は遅れており、低所得者の方には利用料の負担が重いなど、保険あって介護なしと指摘されてきました。

今回の改悪は一層の保険料の負担増などに加えて、介護保険創設当時の介護の社会化という最大の看板まで捨てて、要介護度が低いとされた高齢者をサービスから門前払いするものとなっております。公的な介護保険制度でありながら、保険料だけはそのたびに値上げし、取り上げ、そして軽い介護は受けさせない制度へと、介護保険は重大な曲がり角となっております。その責任は政府と自民・公明両党がごり押しした介護保険法の改悪、そして構造改革による痛みの押し付けにあるということはいうまでもありません。

国の言いなりになり、高齢者から公的な介護を取り上げてしまうのか、自治体として出来る限りの努力をするのかが問われております。

まず、1つ目として、介護保険料、利用料の軽減を強く求めます。

先般、私どもが町民の皆様に行ったアンケートにもこのような意見が届いております。現在、父が施設に入っていますが、1ヵ月の利用料金も高く、ずっとお世話になることもできず困っております。在宅で見てやりたくても仕事はとても自分たちの生活を支えるのに辞めることはできなく、なお困っております。またお年寄りよりの方は、貧しい年金だけではつらいです。病院にも2回が1回と行くのが少なくなりました。保険料、利用料をもっと軽くしてほしい。そういう切実な声が私どものアンケートにも寄せられております。

4月から紀北広域連合の介護保険料が、平均で約16%値上げされ、基準額が3,292円から、3,828円に増えました。しかも住民税の非課税限度の廃止など、小泉増税の影響で高齢者の

5人に1人の方が収入が増えないのに保険料段階が上昇いたしました。8月の中旬に18年度介護保険料決定書が各家庭に届き、その中身を見て高齢者の方の怒りが爆発しております。3倍になった方もおります。段階が上がらないのに4,500円から1万800円と2倍に上がった高齢者の方もおります。その通知書が届くなり、紀北広域連合には問い合わせや苦情の電話が数日間鳴り響き、またこの紀北町の役場にも電話がたくさん入り、また直接通知書を持って尋ねる町民もたくさんいたと聞いております。

払える保険料の水準に抑えることは政治の責任です。介護保険料が高額な最大の理由は、介護保険の創設時に国の負担割合を2分の1から4分の1に引き下げたことにあります。全国市長会や全国町村会などが要望しているように国庫負担を30%にすべきです。これだけでも今回の高齢者の保険料の値上げをほとんど抑えることができます。国に対して国庫負担を30%にするよう意見を紀北町として上げるべきですが、町長の考えをお伺いいたします。

同時に、町独自の努力も必要でございます。保険料の減免については全額免除、一般財源の繰り入れ、収入審査だけの減免を不相当とする、いわゆる三原則があるといわれていますが、これは公的には市町村は従う義務はありません。埼玉県美里町などは介護保険会計に一般財源を繰り入れ、保険料の値上げ幅を抑えております。自治体の条件はさまざまでございますが、国の三原則による締めつけなども跳ね返し、可能な努力をすべきだと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

2つ目といたしまして、介護ベッド、車イス、ヘルパーなどの取り上げの実態について問います。要介護1、要支援1、2と認定された皆さんから、4月からは原則として車イスや介護ベッドなどの貸し付けが受けられなくなり、従来の利用者への経過措置も9月末が期限とされ、10月を迎え、高齢者の方の今後の生活への不安は高まっております。

また、ヘルパーについても全国的には軽度の利用者の約5割の方が、時間や回数を減らさざるを得なくなったといっておりますが、厚生省労働大臣は国会答弁でも、本当に必要な家事援助のほうは当然今後も続けていただくと約束しております。紀北町における取り上げの実態はどうか、お尋ねいたします。

3番目といたしまして、現場で高齢者を支える介護労働者に対する指導についてお尋ねいたします。

介護労働者の方の労働条件の劣悪さは深刻であり、介護保険サービスの質にかかわる問題となってきています。専門職にふさわしい介護労働者の身分と待遇を改善することは、介護保険の未来を展望するうえでも大前提というべき課題でございます。福祉は人といわれるよ

うに介護を受ける人が幸せに生活できるようにするうえで、この介護労働者の介護条件の課題は不可欠のものです。厚生労働省も2004年8月に登録ヘルパーなども含めて、訪問介護職員には労働者だと認め、それにふさわしい待遇を求める通達を都道府県長宛てに出しました。

移動時間、待機時間への賃金支払い、労災の適用などホームヘルパーの労働条件改善を求める通達でした。県からの通達で紀北町ではどのような指導を行ってきたのか、お伺いいたします。

2つ目の問題に移ります。

福祉巡回バスについて質問いたします。

高齢者の方の比重が高い当町にとって、車に乗れない方への援助は不可欠なものでございます。特に馬瀬、鯨、上里方面や小山、木津、便ノ山、宇山などの地区のように、バス路線もないところに住んでいる方々の高齢者の方の足の確保は切実な問題です。相賀地区には病院、銀行、役場、また生活に必要な商店など生きていくうえで欠かせない場所となっております。どうしてもこのような地域と相賀を結ぶ福祉巡回バスが必要です。これは地域住民の切実な願いであります。

同僚議員の6月議会での質問に、町長は、海山区の交通確保の状況も勘案しながら、幅広く皆様のご意見を聞き、引き続き多角的に検討すると答えておられました。海山区の福祉バスについてどのように3ヵ月が経過し、検討しておられるのか、高齢者の生活を支える自治体の仕事を発展させるという観念に立って、誠実な答弁をお願いいたします。

3番目といたしまして、窓口業務の拡充及びサービスの向上についてお伺いいたします。

今はほとんどの家庭が共働きでございます。また町内では景気が低迷しており、労働条件が厳しくなっております。仕事を休んで役場に来るのは大変な状況でございます。住民課の窓口業務は現在でも昼休みも開き、住民サービスに努めておりますが、その時間内に来るのが困難な労働者もたくさんおります。働く人々の願いに答えるためにも時間延長や休日のサービスを実施すべきですが、町長の考えをお伺いいたします。

以上で、私の1回目の質問とさせていただきます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

近澤議員のご質問にお答えします。

介護保険料、利用料についてであります。介護保険は、老老介護など深刻な家族介護を

解消するため、社会全体で支える制度として平成12年度に施行されたところでございますが、紀北広域連合管内においては、当初懸念されたサービス事業者の確保については、その後新規参入が相次いで、利用者も現在では2倍にも達し、サービスの給付額においても同様な伸びを示しております。

このようなことから、紀北広域連合の第3期介護保険事業計画におきましても、今年度から向こう3カ年のサービス給付額を見込み、それに基づき必要な保険料基準額を月額3,828円に引き上げたところでございます。

保険料抑制の方策として、給付額の国庫負担割合が30%になれば相当の効果が期待出来ませんが、現在、負担割合は25%で、このうち5%が後期高齢者の比率が高い保険者に調整交付金として交付されることとなっております。これまで町村会などを通じ国等に対して、この調整交付金を25%の外枠とするよう、すでに要望を行っておりますが、当面はこのことも含めた介護保険制度の見直しについて、引き続き要望し、被保険者の負担の軽減に努めたいと考えております。

独自に介護保険料、利用料の軽減を行うことは、財源を伴うこととなり、厳しい財政事情のおり、困難と受けとめております。

高齢者にとって介護を必要としない自立した生活を送ることが一番肝要で、誰もが望むこととありますので、今後も保健事業等に積極的に取り組み、多くの方に住み慣れた環境で健康的に過ごしていただけるように努めたいと考えております。

次に、介護ベッド等に関するご質問であります。介護保険法の改正によりまして、一部の方を除き、介護度が要支援1、要支援2及び要介護1と判定された方につきましては、介護ベッド、車イスなどの利用が出来なくなることから、すでに各事業所のケアマネジャーが対応されているように聞いております。ただし、直接町がかかわっているわけではありませぬので詳しいことはわかりませんが、例えば、今使用しているベッドをお買い上げになる方、また、簡易な折りたたみベッドに買い替える方などさまざまであると聞いております。

なお、すでに利用されている方には、9月末までの経過措置がありますが、これまで受けていたサービスがなくなるということは誰もそのことに慣れてしまっておりますので、不便を感じるものであります。もう少し一定の期間、周知されるまで余裕があればと思います。

しかしながら、国により決定され、施行されておりますので何とぞ、ご理解をお願いする次第であります。

続きまして、登録ヘルパーの問題であります。ご質問の件は、主に、主にですね、訪問

介護事業所が雇用している登録ヘルパーの雇用問題であると思いますが、この事業所の指定許可につきましては県が直接許可するものでありまして、当然のことながら事業全般にわたる県の指導監査もありますので、県により適切に指導されているものと考えております。

なお、町におきましては詳しくは把握しておりませんが、町内の事業所に関しましては雇用条件に大きな差はないように聞いております。

続きまして、巡回バスについてのご質問ですが、海山区における公共交通の状況として、鉄道ではJR紀勢本線、バス路線では国道42号を走る尾鷲長島線、白浦・島勝浦と尾鷲市を結ぶ島勝線、南紀特急バスが通院・通学や買い物などの生活路線として利用されています。

これらの路線の利用状況は、道路網の整備や自家用車の普及、人口減などから利用者が減少しており、それに伴い運行本数も少なくなってきております。

海山区における地域の状況を見ますと、駅やバス停留所が遠いなど、公共交通機関を利用しにくい地域が複数点在しており、これらの地域の生活交通の確保とともに、透析患者など移動制約者の方に対する交通確保など、ニーズに的確に対応した安全・安心な移送サービスの確保が求められております。

先般実施いたしました町民アンケート調査でも、巡回バスの運行や高齢者のためのバス路線の充実を望む声があることが集計結果に出ております。

現在本町の交通網の維持・存続のため、国・県と町が協力して補助金等の支援を続けており、平成17年度実績で尾鷲長島線には1,312万5,000円を県と町で補助しています。また、島勝線には1,125万円、錦長島線には295万9,000円、南紀特急バスには3,400万5,000円を国と県が負担しています。さらに町では広報等を通じ鉄道・バスの利用促進のための取り組みを行っています。

バス事業者におきましても、経営形態の見直しやバス停の新設、運行状況の見直しなど自助努力も見受けられますが、利用者の減少や運行経費の増加などから、赤字額が増加すると運行本数の削減などとともに、補助基準を下回ることになると、国・県の補助に影響し、路線存続のためには町の負担が大幅に増加することが予想されます。

今後、住民意識調査の結果などのほか、海山区の地域状況を十分検討しつつ、海山区における交通確保を検討していく必要がありますが、福祉巡回バス等の新たな交通手段を導入する場合には、既存のバス・鉄道・タクシーの事業者や福祉有償運送者等に影響を及ぼさないよう十分な調整が必要であります。また、公共交通の空白区域等に運行を限定した場合には、料金設定による格差等の不公平感にも配慮が必要となってまいります。

このようななかで、海山区のみならず紀北町全体として元気な老人の活動を促進し町の活性化を図るとともに、移動制約者の方などに対する個別輸送ニーズなど多様化、高度化するニーズに的確に対応した安全・安心な移送サービスの確保について努力してまいり所存でございます。

いずれにしましても、福祉巡回バス等の新たな交通手段の確保については、解決しなければならない課題も多く存在することから、皆様の意見を伺いながら引き続き検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に窓口業務の拡充及びサービスの向上をとのご質問であります。窓口業務につきましては、本年度から三野瀬、赤羽の各出張所と紀伊長島総合支所とをファックス回線で結び、即刻、諸証明の交付が受けられるよう整備したところであります。

また、働いている方への対応といたしましては、午後0時から午後1時までの昼休み時間に役場や各出張所の窓口を利用いただけるように配慮しておりまして、この昼休みの実績としましては、総合支所では、共に1日平均5、6件、出張所ではそれぞれ1、2件程度となっております。

議員ご提案の時間延長や休日サービスにつきまして、県下の状況は自動交付機の設置のみどころも含め20市町において実施しております。

そのなかで東紀州地域では、御浜町、紀宝町において実施しており、御浜町の住民課においては、平日のみ午後6時15分まで窓口を延長し、住民票、印鑑証明、戸籍証明書などの交付を行っております。

この利用実績は、1ヵ月平均で9件ほどとお聞きしております。

さて、当町におきましては、ただいまのところ窓口勤務時間を是非延長して欲しいというお話は直接伺ってはおりませんが、今後、昼休み以外にも時間延長等が必要な状況となれば検討をしてみたいと考えております。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

とりあえず窓口サービスのところから再質問させていただきます。

毎日平日のみ、平日とか休日をです時間延長をしてほしい、そういう願いではなくってです、今そのような要望は届いてないというご返答でしたが、たくさんの方が働いている事業所では、そういう声はたくさんあります。

そして、週に1回でも平日が6時半とか7時になればとかですね。月に1回でも休日にそれが実現すればですね、働く人々にとって大変ありがたい住民サービスの向上になるということで、町には届いてないといいますが、働く事業所、ここらへんの事業所の方はほとんどの方それを願っております。

是非、御浜町なんかで1日に9件といいますけれども、やはり利用者はございますので、是非、今、合併しても何もいいことがなかったって、町民の方がいっておりますけれども、ああそれは良くなったという実感の1つでもございますし、特に財源の必要なことでもありませんので、週のうちの何曜日の何時間とか、第1日曜日とか、そういうふうに限定してでも実現できるところから実現していただきたいと思いますが、町長のお考えを再度伺いたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、ご答弁させていただきましたように、役場にはその声が届いておりませんが、今後ですね、担当課のほうでもその声の所在等を調査させていただきます、考えさせていただきますと思います。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

是非、その方向で早く調査していただきたいと思いますが、そのことを確認いたしまして、福祉巡回バスについてお話をいたします。

巡回バスはたくさんいろんなご答弁だったんですけども、大きな財源を必要としなくともですね、出来る方法もあると思うんです。例えばもう教育委員会なんかは便ノ山とか島勝方面とかヘスクールバスを出しております。その縦割りのことはありますけれども、ああいう小さいな町にあるマイクロバスをですね利用するとか、それをシルバーセンターの方に時間給で運転をお願いして、もう小山から、小山地域、便ノ山地域から相賀へ来るとか、上里から相賀へ来るとか、そういうことは特別な財源を要しなくても実現出来ることの1つではないかなと私は思いますので、そこらへんの検討、何千万円とかいう路線について変更しなくても、住民の方は本当に何10人もそれに乗りたいたいといっているのではないと思いますので、そこらへんの検討を教育委員会とか、福祉とかいうんじゃないんですね、現実に1日動

いてないマイクロバスも多目的広場に毎日止まっております。ああいうものを利用してですね、出来るところからやっていただきたいというのが、私の思いなんですけど、町長の答弁をお願いいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

スクールバスにつきましてですね、ご指摘のことよくわかります。それで幼稚園バスのほかはですね、あれは座席が小さいもんですから、それ以外のマイクロバスが26人乗りとワゴンタイプ11人乗りがございます。幼稚園バス以外の車両が活用出来ると思いますけれども、既存のバスやタクシー事業者等に影響を与えないなかで、交通確保の方策の1つとして調査研究してまいりたいと考えます。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

調査研究を検討するというご答弁でしたが、これについても早急に調査研究をしていただいて、早い時期にその回答を出していただきたいと思います。再度そのことについてお答え願います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

要望に努めて答えるように考えております。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

続きまして介護保険料、介護保険についての質問に移ります。

私の聞き間違いだったらごめんなさい。市町村会からもその30%の枠については意見書を出してあるので、改めて出さなくてもいいというお答えだったんか、ちょっとそこらへんのところが確認できなくてごめんなさい。

でも私、町村会で出してあっても紀北町としてですね、住民の方は本当に今度の値上げでですね、先ほども住民の方の声を紹介いたしましたけれども、もし病気になったら大変でで

すね、今でも爪に火をともしように毎日の生活をしているんだから、これ以上の負担はもう食費を削るしかほかない。そういう一人暮らしのお年寄りの声です。

今回の値上げに関してもですね、100円減った方もおりました。軽減措置で。その100円でも、わあありがたかったわ、これでまだ年金から引かれるのが100円増えて嬉しい。そういう気持ちの方もおります。お年寄りの方は戦後の生活を経験してですね、決して贅沢なことを望んでおりませんので、是非市町村会で意見を上げているからだけでなく、紀北町として上げていただきたい。そのことを再度ご答弁お願いいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ご承知のように町村会というのはですね、現在では県に15町ありまして、その団体です。それが全国的な歩調を取りながら国へ要望しているわけですから、非常にインパクトは強いと思いますね。インパクトが非常に強いと思います。

したがいまして、2万人の町もなかなか大した人口ありますけれども、全体的な動きのほうがいいのではなかいと考えております。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

やはり住民の方の願いに答えるにはですね、インパクトが強くてもたくさん私は上げていくほうが効果があると思うんです。是非、なぜ同じ内容のものをですね、市町村会から出して行ってインパクトが強いから紀北町では出せないという理由は、私には理解できないんですけれども、やはり町長の考えに変化はございませんでしょうか、ご答弁お願いいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

出せないんじゃないんです。出せます。しかし、それを集約するのが町村会なんです。町の要望を、そういう意味です。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

集約するのがそうですので、是非出していきたいと思います。

そうしまして、町独自の軽減は困難といっておりますけども、例えば京都の美山町、旧海山町と同じで、美しい山の町と書く自治体なんかは、介護保険料の1段、2段の方には保険料相当額の4分の1を一般会計から支出しております。これ2003年度 830人にしております。また、長野県泰阜村でも居住費の利用限度額を超えた費用を、すべて村が支出をしておりますし、全国ではもうたくさんところで実現しております。

どの市町も地方切り捨てで、地方交付税は減っておる、それは同じでございますが、こうやって実現している町もたくさんございますので、そういうところも調査研究してですね、もう財源がないからそれは出来ない、国のとおりというのじゃなくって、そういう姿勢でこういうことへの調査研究にも力を入れて、そういう利用方法はないのか探していきたいと思います。このことについて同じ答えかもわかりませんが、再度町長の前向きな答弁をお聞きしたいと思いますが、お願いいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員のおっしゃる意味が非常によくわかりますけれども、今の時点でですね、町財政の状況から判断して、今先ほど申し上げたとおりなんで、今暫時ですね、ご理解をいただきたいと思います。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

引き続き、私は研究をなさることを求めて、町独自の方向については終らせていただきます。

介護ベッドや車イスのヘルパーの取り上げについてはですね、あまり詳しいことはわからないというご返事でしたが、介護用品を扱っている業者の方の、1業者の方の話ですと、車イスは別として、ベッドに関してはかなりの数が業者のところへ返ってきている現実が、もう4月からたくさんあるそうです。

それでレンタルでそういうことをやっている会社はまだいいんですが、事業所のほうも自社でベッドをやっていたところは大変な状況なんだそうですが、是非詳しく、高齢者の方にとっては聞こえてこないからわからないじゃなくって、町のほうからも詳しく調査をしてい

ただきたいと思います。

三重県の他の市町村ではですね、もうすでに調査をして、どうしてもそのベッドが必要だから借りていたんですから、もう中古のベッドを買いたい。そういう方に対して町でその一部を負担している市でしたか、もあります。そういうことについて早急の事情調査ですか、それをお願いしたいと思います。

そしてホームヘルパーに対してもですね、調査はしてないのでよくわからないというお返事でしたが、このことについても調査をお願いしたいと思います。車イス、ベッドとかヘルパーの現状についての調査を早くしていただきたい。「します」という声だけでなく、いつごろなさるんかという、もうほかの市町村ではやっているわけですね。是非そこらへんの町長の考えに変化はないのかどうか、お尋ねいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

先ほども申し上げたように、要支援1、要支援2、要介護1ですね。この方々に対しては介護ベッド、あるいは車イス等ですね、利用が不要だろうというのは国の専門家が調査して考えたことでありますので、かなりの理由があろうかと思えます。

しかしながら、今まで申し上げたように使っていたものを急になくするということは、大変不都合が生じるかも知れません。だから町として詳しいことはわからないというのは、事業主体は広域連合でやってるという意味なんです。

ですから、それは町としてあなたが指摘されたように責任回避をしているわけではありません。ですからその実態を調べよというご要望であれば、担当課に指示したいと思います。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

是非、担当課に指示をお願いしたいと思います。

そして、介護労働者に対して登録ヘルパーなども時間とか、待機時間とかそういうことを調査は詳しくはわからないという回答、ご返答だったと思うんですけども、社協などにおきましてですね、登録ヘルパーさんのやっている仕事は介護事業を担っているものでございます。正規の職員ももちろんおりますが、土曜日や日曜日は休みで、そしてそれ以外のところを担っているのが登録ヘルパーさんの大きな介護保険のなかでの役目だと思うんですけど

も、そのなかでも私、正職員の方は社協の車に乗ってホームヘルパーの家に、ホームヘルパーで通勤というのですか、ヘルパーに行っておりますけども、登録ヘルパーの方がですね、社会福祉協議会の車に乗って行ってないような気がします。

個人の車で行っているんですね。そこについて社会福祉協議会のなかのことで行政責任は当然あります。出向もしております、町の職員も。そのことについての現実にはいろんな問題が出てくると思うんです。例えば事故があった場合、正職員なら公用車として扱えるが、登録ヘルパーの方は自分で直さなくてはいけない、このようなことが現実には起きているのではないかと思います。そのことについてどのように把握しておられるのか、お伺いいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

あのですね、これもですね登録ヘルパーについては先ほども申し上げましたが、県が直接許可するものでありまして、県の指導監督がありますので、適切に行われているものと拝察しております。

その議員が、この地域じかにお調べになったですね、今おっしゃったことにつきましては、私の立場でちょっとわかりかねます。もし、そのへんのことが担当課で情報をキャッチしているのであれば、答えていただきたいと思います。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

先ほどの質問なんですけども、社会福祉協議会の場合は傍に事業所がありまして、そういったことは把握出来るんですけども、この登録ヘルパーのですね、登録している事業所につきましては社会福祉協議会だけではありません。ほかにもNPO法人とかですね、そういった訪問介護事業所を立ち上げておる事業所にも登録ヘルパーがおります。そのなかで大体雇用条件としては同じように聞いております。

それで、登録ヘルパーなんですけども、一応時間単価としましてはですね、そういったことも踏まえてですね、行き帰りの時間とか、それでガソリン代とか含めてですね、1時間の単価を決められているように聞いております。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

社会福祉協議会のことはあまり把握してないというお答えでしたけれども、課長も1年前か2年前までは社会福祉協議会の事務長か、ちょっと違っておたらごめんなさい。だったと思うんですけども、毎日出入りしている登録ヘルパーさんが自分の車で行っているのか、社会福祉協議会の車で働いているのか、それを知らないというのはちょっと納得できませんが、再度答弁をお願いいたします。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

社会福祉協議会の場合はわからないとはっておりません。社会福祉協議会の場合はわかりますが、他の事業所についてはわからないということでもいわせてもらいました。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

ごめんなさい。社会福祉協議会のなかでですね、登録ヘルパーさんは自分の車で、社会福祉協議会の正職員は社協の車で仕事をしているということは、よくご存じだったと思うんですね、そうすれば。そのことについて何も矛盾とか、そういうことは感じられなかったのでしょうか。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

先ほどの質問なんですけども、正職員が行くのはですね、車があるということですね、なんですけども、ただ登録ヘルパーにつきましては自宅からですね、直接家族の方ですね、その利用者の方に直接行く機会が多いもんですから、そういったことですね、自分の車を使ってもらってですね、行ってもらっておるのが現状であります。

ただ、移送サービスなどのように社協の車をどうしても使わなんん場合は、社協の車を使ってですね、移送サービスには行っていると思います。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

再度質問いたします。よく知っているということですので、ガソリン代とかそういうものも払っているということで、お済ましのようなのですが、もし、車同士ぶつかったときとかね、人身事故なんか起きた場合ですね、そういうときのことは登録ヘルパーさんとどういってお約束になっているのでしょうか。こういうことがないという保障はどこにもありませんので、実際にも起こっていることだと思いますが、そのへんについてお伺いいたします。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

あくまでも社会福祉協議会のことですので、私がたまたまですね、事務局長をしておったということで今、質問されておるのかなと思いますけども、事業所にはですね、先ほどもいいましたように社協だけではありません。ほかのNPO法人とかですね、ほかの事業所もあります。扱い方としてはですね、同じような扱い方をしなくてはいけないのが、おそらく町の立場だと思いますので、そこらへんでお願いします。ご理解をお願いします。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

そういうお答え、全部のところのことを考えておられるということですが、ほかのところも多分そういうような条件のもとで、本当の在宅サービスを担うですね、正職員の方よりもどこの事業所でも登録ヘルパーの方が多と思うんですけども、そういう労働条件のなかで働いていることに対してですね、やっぱり行政としても指導監督して、その人たちが本当に安心して仕事に専念できるような制度というのですか、車のことに関してもそうですが、皆がそうだからいいというのではなくてですね、正職員は給料面も守られて、車も守られてですね、登録ヘルパーは日曜祭日とか、そういうところで車に関しても危険な状況のなかで働いておりますので、特にその車のことに関してはどのような登録ヘルパーと契約を結んで、自分の車で走っているのか、特に調べていただきたいと思います。出来るかどうか、ご答弁をお願いいたします。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

町長も申しあげましたように、この事業所の許可はですね、県のほうで許可しております。

私逃げておるわけではなしにですね、県のほうの許可でですね、県の指導も2年に1回なりですね、そういったことで指導監査に入っております。私も社協におったときに実際に2年に1回ですね、そういった指導監査を受けまして適切に処置されておるのかどうかということも受けてますし、おそらく同じような監査が入っておると思いますので、県のほうでそこらへんのところをですね、一度確認します。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

確認をよろしく願いいたします。

そしてまた不備な点が事実だと思しますので、その点についても県との協議をよろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終らせていただきます。

議長

以上で近澤チヅル君の質問を終わります。

議長

ここで暫時休憩いたします。

11時10分まで休憩いたします。

(午前 10時 52分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 10分)

議長

次に、16番 松永征也君の発言を許します。

16番 松永征也議員

16番 松永征也、一般質問をいたします。

まず、紀北町高齢者保健福祉計画について、ご質問をいたします。

本町高齢者保健福祉計画がこの度策定されました。本計画は老人福祉法及び老人保健法に基づいたものであり、本町における高齢者に関する政策全般にわたる計画として、平成18年度から平成20年度までの3カ年にわたるものであります。策定に当たっては、町民による策定委員会の設置及び県・広域連合等関係機関などが参画されており、関係者に敬意を表するものであります。

さて、本町はご承知のように高齢化が急速に進んでおり、全国の市町村のなかでも高齢化が最も進行した地域に入るといえます。したがって、高齢化への対応は本町の喫緊の最重要課題であります。計画は決して絵に描いた餅に終わることなく、是非高齢者の住みよいまちづくりの実現を目指して、重点的に取り組んでいただきたいと考えますので、計画書のなかからいくつかの点についてお聞きをいたしたいと存じます。

1点目は、本年4月に創設されました地域支援事業について、どのように実施されておられるのか、お聞かせをいただきたいと存じます。

また、2点目として、一人暮らしの高齢者が増加するなか、計画書でも数カ所にわたり記載され、今後期待されております。高齢者対話員制度について、その活動状況及び今後の見通しなどについてお聞かせをいただきたいと存じます。

3点目に、地域包括支援センターの基本機能の1つであります、総合的相談業務を町全域に適切に行っていくために、地理的、また交通事情等の面からも、社会福祉協議会海山支所にも相談業務だけのサブセンターのようなものをつくるべきでないか。

また、アンケート調査結果によりますと、防災など緊急時の日常協力体制に不安を抱いておられる高齢者が多くおられます。これに具体的にどのように答えていこうとされているのか、以上のことについてお考えをお聞かせいただきたいと存じます。

次に、2級河川船津川右岸堤防敷道路についてご質問をいたします。

一昨年、9月29日に発生しました有史以来の豪雨によりまして、本町は未曾有の大水害に見舞われ、甚大な被害を被りました。海山区においては2級河川船津川が広範囲にわたり氾濫いたしました。幸い発生後の町及び河川管理者であります三重県の迅速、かつ適切な対応

によりまして、現在船津川においては大規模な河川改修事業が急ピッチで進められており、見違えるような素晴らしい河川となりつつあります。二度とあのような大水害は、今後繰り返されることはないだろうと確信するものでありまして、関係者に対し敬意と感謝を表すものであります。

さて、工事中の船津川右岸堤防であります。これまでは一面竹が生い茂って通ることが出来ない状態でありました。しかし、本工事によって天端幅4mの堤防となり、かつ堤防沿いの農地所有者のご理解とご協力によって、河川の掘削土砂により堤防の高さまで埋め立てが行われることとなっております。埋め立て後、農地として耕作される方が多い見込みであります。このままではまた1、2年で堤防敷は元のような藪となってしまう、通ることが出来なくなってしまうことが明らかであります。

もともと風向明媚なところであり、過去においてもふるさと創生事業の一候補ともなったところでありまして、人々の絶好の散策コースにもなる場所であり、本町の活性化及び貴重な観光資源の1つにもなるものと考えます。このことから堤防敷への取り付け道路の新設、及び天端の舗装整備を是非とも行っていただきたいと考えますが、町長のご所見をお伺いしたいと存じます。以上、ご質問いたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

松永議員のご質問にお答えします。

紀北町高齢者保健福祉計画についての1点目、地域支援事業についてであります。松永議員もご承知のとおり、この事業につきましても平成17年度まで国の助成事業でありました介護予防事業・地域支え合い事業が廃止され、その代わりとしまして介護予防に重点を置いた地域支援事業として介護保険法の改正により創設されたものでありまして、介護保険を運営しています紀北広域連合から委託を受けまして町が実施するものであります。

事業の内容としましては、紀伊長島区におきましては保健センターの保健師を中心にした活動としまして、地区での介護予防教室等の開催、また社会福祉協議会へ委託し、体操、ゲーム、レクレーションなどの介護予防事業の実施、介護支援グループたいきに委託し体操を取り入れた転倒予防教室などを実施しております。海山区におきましてはみやま園に委託し体操、ゲーム、レクレーションなどの介護予防事業や認知症予防教室、転倒予防教室の実施や町の保健師やボランティアの皆さんによる体操、ゲーム、レクレーションなどの介護予防

事業や転倒予防教室などを実施しております。

次に、高齢者対話員の活動状況及び今後の見通しについてであります。これは以前から海山区において実施しているもので、現在22名の方を委嘱しています。活動内容としましては、閉じこもりがちな高齢者のお宅に訪問し、話し相手になることでありまして、地域包括支援センターなどの情報などをもとに訪問活動につなげています。

また、対話員のなかには各地区で行われているボランティアの皆さんによるふれあいサロンにも参加されていまして、閉じこもりがちなお年寄りの方をこの事業への参加なども呼びかけてもらっているところであります。また、今月28日には対話員研修としまして、県の出前講座による消費者問題のお話をさせていただき予定であり、今後の活動に役立てていただきたいと考えているところであります。

次に、地域包括支援センターのサブセンターについてのご質問であります。議員ご承知のとおり、広域連合から社会福祉協議会へ直接委託され実施しているところでありまして、センターが開設されてからの状況であります。介護予防プランの作成にかかる受付件数としましては340件ほどありまして、職員が出向き個別に対応されているようであります。また、電話の問い合わせや、窓口での相談件数としましては50件ほど聞いております。

相談内容につきましては、福祉用具や新規申請にかかる相談が多いように聞いております。

また、介護度が要介護1以上の方につきましては、それぞれの事業所の担当ケアマネジャーが相談等の対応をされています。

なお、海山区におきましては、福祉保健課の職員が新規申請や福祉用具の相談には対応していますし、常にセンターとも連絡を取るよう心がけています。なお、新規申請などの関係書類は広域連合の職員が毎朝取りに来ています。

議員さんの心配される気持ちはわかりますが、当然、社会福祉協議会とも相談しなければなりませんし、場所の問題もあり、現時点での設置につきましては、もうしばらく状況を見させていただきたいと思っております。

次に、アンケートの調査結果による、防災、防犯についてのご質問であります。計画書のなかにもありますように高齢者対話員の活用や、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者が必要とされる方につきましては調査のうえ、緊急通報装置の設置をし、急病等の緊急時に対応できるよう体制を整えているところであります。7月末現在におきましては207基設置させていただいております。また安否確認につきましては毎月1回、委託している警備会社により電話での確認をさせていただいているところであります。

なお、地震等の災害時におきましては、隣近所の助け合いや、自主防災会、消防団の方たちにもご協力いただくことになると思いますが、関係する各課の連絡も密にしていきたいと考えております。

続きまして、2級河川船津川右岸堤防敷道路整備についてのご質問ですが、平成16年9月29日、台風21号による大水害から早いもので2年が経過しようとしております。

さて、船津川の災害復旧工事は三重県において平成16年から船津川激甚災害対策特別緊急事業として、延長3,006m、また災害関連事業において延長1.8kmの区間が計画的に進められております。

今後の工事につきましては、護岸工事、築堤工を進めながら、河床土砂の掘削、取り除き工事等が施工される予定でございます。

議員ご指摘の堤防沿いの農地の埋め立てには、農地所有者皆様のご理解とご協力が必要でございます。船津川右岸側の築堤工事につきましては、天端幅が4mと、立派な堤防ができ、工事が全部完成した暁には、船津川右岸の堤防敷を地域住民に有効に活用していただきたいと思っております。河川の管理者であります三重県に維持管理をしっかりといただくよう要望していきたいと考えております。

さて、議員ご提案の堤防敷への取り付け道路及び舗装整備でございますが、尾鷲建設事務所との協議のなかで、取り付け道路及び築堤天端の舗装工事につきましては、船津川激特事業の一連工事で施工することは難しいと聞いております。町といたしましては、堤防への取り付け道路につきましては、現地を見て検討していきたいと考えております。

また、堤防の舗装整備につきましては、堤防と町道が併用する一部区間を、将来、舗装工事を考えております。

なお、全体の堤防の管理につきましては、先ほども申し上げましたように事業の完成後は、維持管理をしっかりといただくよう、県にお願いしていきたいと考えております。

議長

松永征也君。

16番 松永征也議員

地域支援事業につきましてはですね、高齢者を要介護状態にさせないという、大変重要な事業であります。ご答弁ではですね介護予防教室等各種の事業ですね、円滑に実施されておられるというご答弁をいただきました。

しかし、私はね今年度から始まった事業でありますので、まずですねその対象者の把握で

すね、これは今年度にとってはですね重要なことだと思うんです。

そして、特定高齢者の把握となるわけなんですけど、これから実施をしますとですね基本健康審査、これの結果を中心にですね、対象者を把握していくんだと思うんですが、そういう意味でですね、今年度の基本健康審査はですね、大変重要だと思うんです。出来るだけ受診率を上げて漏れのないようにしていかなければいけないと思うんですが、その対策はですねどのように取られておられるのか、お聞きをしたいんですが。

事務的な質問でありますので、福祉保健課長にお聞きしたいと思います。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

議員のご質問にお答えさせていただきます。

特定高齢者の把握でありますけど、議員もいわれましたように特定高齢者の把握につきましては、すべての高齢者を対象に生活機能に関する状態を把握する必要があります。そのため今現在、老人保健法に基づいて基本健康審査において、その検診結果や問診票による把握するものでありますけど、当町なんですけども、現在その検診を実施しているところであります。

大体このなかで全人口のですね、65歳以上の人口の5%ぐらいが国の試算では出てくるんじゃないかといわれておるんですけども、実際に行ったところの状況を聞いてみますと、それほど数は出てこないと聞いております。うちについても5%の数はちょっと難しいかなとは思っております。

そのなかでですね、特にその健康審査のなかで重要になってくるのが血清アルブミン検査というのがあるんですけども、タンパク質の1つであり、栄養状況や肝機能障害のですね有無などを調べるようなものでありますけど、この検査が新たに加わったような要素であります。

以上であります。

議長

松永征也君。

16番 松永征也議員

その受診率のアップですね、どのような対応をしておられるのかお聞きします。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

受診率のアップなんですけども、現在ですね紀北町ではですね、以前から海山区でやっておりました全所帯にですね健康審査の事前にですね、そういった通知も案内もしております。それにつきましては今年度は紀伊長島区においても実施しておりますし、全所帯にですね、そういった健康審査の問い合わせの封筒を送らせてもらっておりますので、そういったことによりですね、検診の、出来たらなるべくですね、皆さん健康に関心を持ってもらっておると思いますので、なるべくその機会に受けてもらうようにしていただきたいと思います。

議長

松永征也君。

16番 松永征也議員

よくわかりました。

しかしね、老人クラブ等にもですね呼びかけてもらったら、さらに良くなるんじゃないかと思うんですけども、そのへんも検討していただきたいと思います。

介護状態にさせないと、また1人でもですねそういう状態から減らすために、この地域支援事業の実施ですね、是非ですねその今後ですね、効果を上げていていただきたいと思っております。これは要望としてお聞きをします。

次にですね、総合相談業務なんですけども、紀伊長島区はよくわかったんですけども、海山区の場合ですけどもね、現在、相談を受ける機関がないもんですから、福祉保健課でやっておるようなご答弁であったんですけども、これはですね軽微なものはね、申請書等の受け付けとか軽微なものはそれで良いと思うんですが、ちょっと問題があるように思うんです。

この総合相談業務というのは、今の現在の制度でいきますとですね、地域包括支援センターの必須の業務なんです。したがってですね、海山区のお年寄りも長島区のその地域包括支援センターへ出向いて相談するというのが、正確な方法になっていくわけなんですけども、そういう事情もあってですね、社協の海山区にもその地域包括支援センターの機能の、ただその相談業務だけでもですね、一部だけでもね海山の社協へですね設置したらどうかという質問なんですけども、今、福祉保健課でかなり対応しておると思いますけども、保健婦なんかが中心に行われておると思うんですが、保健婦はですね住民の健康を守るという大変重要な業務を担っておるわけなんで、できたらこういう業務から外して本来の職務に専念してほしいと思いますし、また、職員にいたしましても、過去経緯を申し上げますと、県でやったおった業務がですね、かなり町のほうへ移譲がされてきております。

まず老人福祉ですね、それから障害者福祉、そして児童福祉、それから母子保健とかね、

また食生活の改善とか、それで最近ではですね精神衛生なんかも住民に身近なところでと、また地方分権の流れのなかでですね、市町村へ下りてきておるわけなんですけども、これに対してですね、職員の配置なんですけども、ほとんど職員数は変わっておらんと、もう少しきめ細かなですね、福祉を進めてほしいと思うんですが、そういう問題があります。

そしてですね、その相談業務なんですけども、去年の合併と同時に基幹型の在宅介護支援センターがなくなって、そこで相談業務やっておったんですけども、そしてですね、また今年の3月にはですね地域在宅介護支援センターも海山からなくなって、さらにですね福祉保健課に配置されておった社会福祉士もなくなったということもあって、保健婦さんを中心に課でかなりの部分を対応しておると思うんですけども、いかがでしょうか、町長これこういう状態なんですけれどもね、どうお考えでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ご指摘のとおりですね、地域包括支援センターは長島区に決まっております。それで議員もサブセンター等をですね、ご提案いただいたもんだと思いますが、非常にこの保健福祉に精通しておられる議員の目から見てもですね、いろいろと両区の格差というものが出ているやに聞こえましたけれども、出来るだけそのようなことがないようにですね、今後も対応してまいりたいと思います。

議長

松永征也君。

16番 松永征也議員

是非お願いいたします。

次にですね、その緊急時の体制についてですね、多くの高齢者の方が不安だと訴えておられるわけですね。この福祉保健計画のアンケート結果によりますとですね、56%の方がそのように訴えておられるわけです。

結局、いざというときにですね、災害が発生した場合なんですけども、避難にですね支援やとか手助けが必要な方の数なんですけども、介護保険の介護認定をちょっと人数を見ますと、紀北町で1,350人ほど認定受けております。まだほかにですね、重度の障害者の方も見えますので、1,500人ぐらひは町内には自力で避難することが出来ない方がおられると思うんですが、ただ、この数字のなかにはですね、施設に入っておられる方も含んでおる数

字だと思いますのでね、在宅では大体 1,000人ぐらいの方がですね、そういう方だろうと推測するわけなんですけども。

そしてですね、その家族がですねみえる世帯においてもですね、今の方、体も重い、そういうこともあってですね、家族だけではどうすることも出来ない、地域での応援が必要となると思います。そういうことからですね、かなり前からこういう災害弱者の方の避難等についてのことについて、課題になっておるわけなんですけども、いまだまだ解決がされてない、模索中であると思っております。

災害はいつ起こるかわからないわけなんで、近々の問題であると思っております。昨日の同僚の質問でもですね、このことは出ておりましたが、町長の答弁ではですね、名簿の作成に取りかかっているというようなお答弁でありましたが、これではですね、もう前と同じ答弁になっておるんで、何にも進んでおらんということになるわけなんですけども、どうしてもやっぱり町がつくるとなると名簿を、その個人情報保護の関係もあってですね、なかなかつけれないのではないかなという気もするわけなんですけども、このことについてですね、町のお考えをですねお聞きしたいと思っております。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

災害弱者に対する手当というものはですね、非常に重要な問題だと位置づけておまして、最初やっぱり家族の方々が努力していただけるということと、近隣の方々、自主防災会、それから消防団、それから役場ということのなかでですね、発生時に一番近い人たちに一番最初の対応が委ねられるんですが、役場としての対応の一部としてですね、名簿の作成が極秘に、これ公開できませんけれども、個人名は。それでその後の対応についてもつなげてまいりたいと考えております。

議長

松永征也君。

16番 松永征也議員

町でですね、名簿をつくることはちょっと無理じゃないかと私は思うんです。先ほど申しました個人情報保護の関係もありますしね。それで私ではですね、自主防災組織、ここにやってもらって、自主防災組織なら柔軟な対応も出来るんじゃないかと思うし、地域のことはよくわかるわけなんで、自主防災組織の役員さんはですね、各地区から出てもらってです

ねおると思うんで、介護を要するそういう方の把握は隅々まで行うことは出来ると思うんですね。

そして、どうしてもやっぱり何ですか、元気になった方もおればすね、また、その後介護状態になったとかいろいろと変更もあると思いますし、それやっていくと、その自主防災にお願いするしかないと思うんです。

それで、もし町の考えがそうであれば町の方針をですな自主防災に示して、そして自主防災のほうと話し合いを持ってすね、この災害弱者の対応について、早く解決を図っていただきたいと思うんです。町は自主防災にお願いするだけでなしにね、やっぱり裏付けとしてのいろいろ活動とか何かに対しては、また育成に対してはすね、予算なんかでもすねみたっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか、この考え方は、町長いかがですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

先ほども申し上げたように、近所の方々、あるいは地区の自主防災会、それから消防団というふうに私申し上げたところですが、そのなかでも自主防災会の占める割合はかなり高いと思います。

しかし、それだけではなくてすね、総合的に消防団とかいろいろの方々のお力を借りながらすね、災害弱者対応というものを進めていきたいとそう考えます。

議長

松永征也君。

16番 松永征也議員

その取り扱う主体がね、やっぱりきちっと決めておかんとすね、いざというときにはちょっと困るというのか、混乱するんじゃないかと思うんですが、一つ早急にすね対応ね、町の方針を一つ示していただいて、そういう方面に働きかけをしていただきたいと思います。

それからすね、その船津川右岸の堤防敷の道路なんですけども、私はまだ工事中ですし、今ならまだ県もすね、協力もしていただけるんじゃないかという気持ちもあって、質問に出させてもらったわけなんですけども、この事業はご承知のように総額90億円程度かけてすね、相賀から上里まで 5.4kmですか、天端幅 4 m以上の堤防ができるわけなんですな。

そしてまた見ておりますと、工法にしてもすね自然を壊さないような配慮がされて、大

変丁寧な工事が行われておると思っております。そしてその船津川ですが、町内には銚子川、赤羽川とありますけれどもですね、またその川とはまた違った雰囲気の魅力のある川でもあると、私は思っております。

災害の前にはですね、自然体験型観光ビジネス化事業によってですね、カヌーなんかによるイベントもですね行われておったわけなんです。そういうところで是非ですね、まちづくりの1つの事業としてですね考えていただきたいと思うんです。簡易舗装でもですね町長良いと思うんですがね、どうでしょうか、整備のほうですね、部分的に舗装もするとかというようなご答弁ありましたが、確かにね、まだ竹の根っこは残っておるものですから、このままですとねもう2、3年でまた竹が芽出してきて、もう通行も出来ないような状態になるんじゃないんかいなど、皆が心配するわけなんですけどもね、ちょっとご答弁をお願いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

先ほど申し上げたとおりですね、この激特でですね、堤防の天端をですね舗装することは難しいのではないかと。今議員がおっしゃったように簡易舗装でもという思いが、今受け取りましたので、また別な角度からですね要望をしてみたいと思います。

議長

松永征也君。

16番 松永征也議員

よろしくお願いします。

農業関係のね補助事業なんかも一遍、ちょっと検討していただいてですね、何かの事業によってですね、是非一つ整備を検討していただきたいと思います。

私は以上で終わります。

議長

以上で松永征也君の質問を終わります。

議長

議長

ここで暫時休憩いたします。

午後1時から開催いたします。

(午前 11時 48分)

議長

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午後 1時 00分)

議長

次に、29番 岩見雅夫君の発言を許します。

29番 岩見雅夫議員

29番 岩見雅夫、平成18年9月定例会の一般質問を行います。

本日は、任期中最後の定例会となりましたので、質問通告の要旨に若干具体的な整理をいたしまして、質問をさせていただきます。

1つは、今後の防災対策についてであります。

史上未曾有といわれたあの大水害から間もなく2年を迎えようとしております。そして合併して来月で1年になる今日であります。この現時点での今後の防災対策に関して、次の点を質問いたしたいと思っております。

1つは、洪水の対策であります。

一昨年9・29のあの大水害の災害復旧につきましては、鋭意現在取り組んでおられまして、情報の伝達などソフト面の対策も進んでいる状況であります。全体として旧町時代の継続事業の域を出ていないのではないかと、このようにも考えられます。

海山の大水害のあとも日本の各地では豪雨災害が相次いで発生しておりまして、自治体に対しても行政全般に対しても防災対策の強化が急がれているところであります。具体的に1点質問いたしますが、国土交通省が洪水ハザードマップを作成して、公表を義務づけた市町村は約1,800市町村といわれておりますが、紀北町はこのなかに含まれているのかどうか。

また、国土交通省の公表の義務づけは、3年後の09年とされておりますが、当紀北町ではどのようになっているのか、この点について最初に答弁を求めたいと思います。

2つ目は、地震と津波対策についてであります。

30年以内に震度6の揺れに見舞われる確率の分布図によりますと、この東紀州一帯が含まれております。9月3日に町内全域で行われました避難訓練も3大地震が発生をして、そして紀北町において震度6強の揺れが観測され、高さ5m以上の津波が襲来する。そういう想定で行われたものであります。

これはかつての昭和19年のあの津波災害や、あるいはその後のチリ地震津波をはるかに上回る驚異的な事態であります。現在、海山区の沿岸部におきましては過去に津波がここまで来たことを示すシールが貼られております。ただ津波の経験のない海山区の本地におきましては、津波の高さを想定する目安となるものは全くないのが現状であります。

そこで質問をいたしますが、この大津波を想定した訓練とともに、住民に実感を持って理解してもらえるような、そういうシミュレーションが実施出来ないかどうか、この点についての質問をいたします。

3つ目は、大洪水、あるいは大津波、この双方においてともに被害が心配されるこの海山区の本地地域は、防災上のウィークポイントではないか、このように考えます。

大洪水の場合でも、あるいは大津波の場合でも、いずれの際にも被災する危険度の高いこの海山区の本地の地域に対して、避難所を補強するか、さらに増設すべきと考えますが、この点についての町の対策をお聞きしたいと思います。

大きな2つ目として、郵政公社の集配局廃止に怒り、住民と力を合わせて住民サービスの切り捨てに反対すべき。この問題について質問をいたします。

日本郵政公社は、2007年10月の民営化を前にいたしまして、平成19年にあたるんですけども、郵便局の集配業務の統廃合計画というのを進めております。この件に関しまして先に地方新聞では、南の方では九鬼、賀田、北輪内、北の方では大内山、この無集配局が報道されました。しかし、これは本年10月に実施されるもののみでありまして、統廃合計画はこれに止まるものではありません。今朝、議席に資料が配布されましたけれども、紀北町の海山、紀伊長島の両局についても集配業務が廃止されることになっております。

今回の郵政公社による郵便集配業務統廃合計画は、明らかに地方切り捨ての性格を持つものであって、私は由々しい問題であることを強く訴えたいと思います。この点につきまして、町はこの8月の1日に郵政公社東海支社の来訪を受け、計画の説明を受けているとのことで

ありますが、計画書や資料も示されているのかどうか。

今朝、配布されましたので資料の一部だと思いますが、まずこの点についての町長の答弁を求めるものであります。

さらにこの問題は、単に郵政公社内の計画や問題だけではなく、これから地域の住民、国民の生活にも深くかかわってくる大きな問題であります。そもそも郵便局は、国の近代化の1つとして創設時に全国の住民の方々の力、すなわち国民全体の協力によって創設されました。以来今日まで、いくつかの変遷はありましたが、郵便・貯金・保険の3事業一体で発展をしてきました。

ところが郵便局を潰す、そのことを命題とした小泉内閣の手によって解体と民営化が決められたのであります。今回の統廃合計画が実施されれば、住民へのサービス低下、地方の切り捨てが行われることは明らかでありまして、海山郵便局の集配業務廃止ということは、単に郵便が尾鷲から来る職員によって配達される、そういうことに止まらず、貯金や保険の集金にも影響しますし、従来、集配郵便局として取り扱っている業務が廃止されるものでありまして、これがいわゆる分割民営化というものの実態であります。

だからこそ、非常にけしからん話であります。郵政公社は公式の計画発表を行わずに、個別に地方自治体に対して説明を行っている。これが実態であります。町はこの郵政公社東海支社の説明を決して棚上げにせず、議会に対しても報告をすること。そして行政も議会も一体となってこの計画の検討を行うべきではないかと思えます。

もし、東海支社の説明が十分にどういう展開になるのか把握出来ていないような場合には、急いで詳細の説明を再度求める必要があると考えます。町としてこの郵政公社の計画をどう受けとめているか、またその対応策について考えているのかどうか、この点についての答弁を求めます。

3つ目は、地方交付税の削減を許さない取り組みを求める問題であります。ある新聞の一面に、このようにこの問題について書いておりました。偽りの三位一体改革、遠のいた地方分権、社会福祉国家像の崩壊。こういう見出しであります。7月に開かれました全国知事会におきまして、これはだましの改革である。偽りの地方分権である。こういった痛烈な批判が出されました。小泉政治は地方財政を縮小する三位一体改革のこの3年間で、地方交付税を5兆円も削減したといわれております。

さらに今年度の骨太の方針、このいわゆる骨太方針の策定のなかで、地方交付税の新たな見直し削減を検討しているといわれています。そして総務大臣は新型交付税の導入を計画し

ております。この新型交付税というのはまだ具体的な姿を出しておりませんが、地方にとってはさらに厳しいものになることは明らかであります。

こういった事態に対しまして、地方6団体は地方自治危機突破総決起大会も開いております。そして初めに削減あり気のこの交付税見直しの断固阻止を決議して、全国知事会におきましても住民の暮らしを守る戦いを挑む、ここまで決意表明をしているところであります。財政問題、交付税の問題、大変わかりにくい点もあるんですけども、今この事態に対して次のような3つの点が強く要請されております。

1つは、地方公共団体の行財政運営に責任を負うため、地方交付税制度の財源保障、財源調整という2つの機能を堅持して、その充実を図ること。

1つは、19年度、来年度の地方交付税及び一般財源の所要総額を確実に確保せよ。税源移譲を実施しても課税対象の乏しい地方公共団体が財源不足に陥らないように、地方交付税による適切な措置を講じよ。こういった3つの点について強く国に求める意見書を提出した地方自治体も出てきております。

私はどのような形を取るにせよ、紀北町として強くこれらの点について国に求めていくべきではないかと考えます。11月が来年度予算の国の検討の時期、こういうふうな目処もあります。これらの点を考慮して、町としてどういう見解を持っておられるか、この点をお聞きして第1回目の質問とさせていただきます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

まず、洪水ハザードマップの作成についてでございますが、平成17年7月に施行されました水防法の改正により、都道府県知事は河川が洪水等により破堤した場合に浸水が想定される区域を予想区域として指定することとなっており、市町村は国及び県の協力を得て、洪水ハザードマップを作成することを義務付けられました。紀北町もその指定区域に含まれております。

なお、ハザードマップの作成ですが、三重県におきまして総合流域防災事業により、平成18年度に銚子川、19年度に赤羽川・三戸川の浸水予想区域図の作成を予定しておりまして、それをもとに、当町では平成20年度に洪水ハザードマップの作成を予定しております。

なお、船津川につきましては、現在改修中であり現時点での想定区域から外れております。次に、住民に実感してもらえるシミュレーションの実施でございますが、平成16年に三重

県から示された津波シミュレーション調査報告書では、津波の最大浸水指針は、東海・東南海・南海地震が同時に発生した場合で、海岸や河川にある護岸、防潮堤、防波堤等の施設がないものとして算出しておりまして、また計算潮位の県内の満潮時の最高潮位で算定いたしております。本町ではこのデータを活用させていただき、作成した津波防災マップを町内全戸に配布させていただいております。

また、このシミュレーションは近いうちに高い確率で発生するといわれております東海地震、それに連動して発生する恐れがある東南海、南海地震の発生と、これらの地震による津波の襲来が最悪な条件で起こった場合と想定いたしております、町といたしましてはこのシミュレーションを基本に防災対策を進めてまいりたいと考えております。

なお、住民が実感していただけるシミュレーションの実施等でございますが、CG映像等を活用した方法による啓発や、訓練も実施していきたいと考えております。

次に、本地地区の避難所の補強と増設についてでございますが、本地地域は一昨年9月の豪雨災害時には、1mから2mの床上浸水となりました。

また、平成16年3月に三重県から示された東海・東南海・南海地震対策にかかる津波シミュレーション調査報告書では、当町海山区の本地地区の最大浸水深は、1.2mであります。

一方、本地地区の津波・大雨時の避難所といたしましては、老人福祉センター、町民センター、潮南中学校が指定されておりまして、いずれも鉄筋コンクリート造りでありまして、収容人員は、おおよそ1,600人です。

しかしながら、本地地域は平坦地であり、また海に近く、特に銚子川沿いから避難所までの避難距離が長いのも事実であります。

議員ご提案の地区内の高い構造物も避難所になる対策をとのことでございますが、これまで本地地区におきましても、津波避難ビル外付け階段が設置可能な建物の調査もいたしましたが、銚子川沿いに条件にあった建物はありませんでした。しかしながら、その後、時間も経過しておりますので再度調査をいたしたいと考えております。

なお、本地地区に新たな避難所の建設、今のところ考えておりませんが、さまざまな角度から検討をさせていただきます。

続きまして2つ目のご質問、集配局廃止の郵政公社の計画につきまして、お答えいたします。

昨年、郵政民営化関連法案が参議院で否決されましたことに端を発し、衆議院が解散され、郵政民営化の是非を国民に問う総選挙が行われました。

その結果、世論が郵政の民営化を後押しし、郵政民営化法案は修正されることなく、衆参本会議におきまして可決され、平成19年10月からの民営化に向けた準備が進められていることはご承知のとおりであります。

郵便局は、全国に郵便・貯金・保険のサービスを提供する拠点であると同時に、地域コミュニティの中心となって、住民生活の向上と地域社会の発展に大きく寄与してきました。

私も議員が危惧されているとおり、今回の民営化移行に向け経営の自由度の拡大という名のもと、経済性やコスト削減に偏重し、郵便局が地域づくりの一翼を担ってきた機能を失ってしまい、紀北町のまちづくりや住民は生活に大きな影響を与える恐れがあるのではないかと深く憂慮しておりました。

集配局廃止の実施につきましては、日本郵政公社のホームページなどでも計画と概要が公開されており、再編実施に当たっての3つの考え方が示されているようであります。1点目が法令、国会付帯決議、国会答弁を尊重する。2点目が全国のお客様である国民の利便性はしっかり守る。そして3点目が職員一丸となって事業トータルとして成長するための努力をしていくというものであります。

紀北町管内の郵便局の郵便業務につきましては、集配局である紀伊長島郵便局と海山郵便局が、来年3月に集配拠点として新たに再編される郵便の配達をおこなう配達センターになるというものでありまして、これにつきましては8月1日に来庁した日本郵政公社東海支社の担当者からも、再編の説明を受けているところでございます。

説明の中身について簡単に申し上げますと、今回の再編成では町内の郵便局の数が減少することはなく、現在提供している業務は取り扱い組織が変わってもそのまま継続され、時間外窓口がなくなるほかは配達業務も引継がれるため、住民にとっての利便に大きな変化は考えられないというものでございました。

また、配達センター化のお知らせについては、実施時間に合わせ町民にお知らせチラシなどで詳細を周知するという事も考えていただいているところでございます。日本郵政公社としては全国的に検討している再編であり、関係自治体からの意向や要請をすべて受け入れることは困難な状況であろうことが推察されますが、紀北町管内における再編実施につきましては、今日まで地域において良好な関係で郵政事業を展開し、総合協力のもとで有益な実績を重ねている各郵便局の地域貢献について、一定の配慮がなされたものであると考えているところでございます。

郵政民営分社化は避けて通れない道、しかしながら、郵便物がこれまでどおり届くのか、

サービスは維持されるのかといった住民の不安が募ることも十分に予想されることから、これまで郵便局の果たしてきた公共的、社会的役割の重要性が十分確保され、民営化にあっても格差のない妥当なサービスの提供に支障が出ることがないように、行政は絶えずチェックし続けていかなければならないと考えるところであり、今後も情報をいち早くキャッチすることに努め、住民の不安がもっともであるという方向に向かいはじめたときには、行政だけではなく町民の皆さんや議会のご協力をいただき、一丸となって日本郵政公社への働きかけをなしていくことが必要ではないかと考えます。

3つ目の質問にお答えします。

地方交付税の削減を許さない取り組みについてのご質問であります。三位一体の改革は、国と地方公共団体に関する行財政システムに関する3つの改革でありまして、具体的には国庫補助負担金の廃止、縮減、地方交付税の削減、税財源の移譲の一体的な見直しであります。この三位一体の改革におきまして、平成16年度から平成18年度までに決まったことは、国庫補助負担金改革で約4兆7,000億円の削減、地方交付税改革では約5兆1,000億円の削減、税源移譲では約3兆円でありました。

この地方交付税の削減で一番影響を受けるのは財政基盤の弱い町村であり、町村によりましては財政運営に支障を来し、住民サービスを制約せざるを得ない場合も出てくると考えられます。また、地方交付税は全国どの地域においても標準的な行政サービスが提供されるよう、財源保障機能と、財源調整機能の両機能をあわせ持っておりまして、地方が共有する固有の財源ともいわれております。

このような機能を持つ地方交付税が削減されることに、地方が強い危機感を持っていますので、全国町村会など地方6団体で構成する地方自治確立対策協議会と、地方分権推進連盟は本年5月31日に東京で地方自治危機突破総決起大会を開催し、三重県町村会会長・議長会会長が出席いたしました。

この大会で削減ありきの交付税見直しの断固阻止、地方分権推進に関する地方の提言の実現、公営企業金融公庫が果たしてきた役割、機能の確保を柱とする地方自治危機突破に関する決議が満場一致で決定いたしました。このように地方自治体として全国レベルでの取り組みを行っているところでありますので、本町といたしましてはこうした取り組みに歩調を合わせてまいりたいと考えております。

議長

岩見雅夫君。

29番 岩見雅夫議員

最初の今後の防災対策の問題に関しての海山区本地地域での避難場所のですね、補強ないしは増設の問題であります、改めてですね全体の角度から検討を加えたいというふうに、町長が答弁をされました。

私も指摘をしましたようにですね、過去の津波の経験のない地域であるだけに、沿岸部と違ってですね、今までの津波の潮位を示すようなシールもありませんし、一昨年9月29日のあの大水害においてもですね、大きな被害を受けました。海岸線に非常に近いし、河川にも隣接しているというところで、非常に広範な地域であるだけにですね、避難所の問題については深刻な状態があると思います。

本地地域につきましては、津波のこのシミュレーションというのはですね、具体的には出ていないというふうに私は思っているんですが、そういった点も含めましてですね、十分今後ですね避難場所の強化について、補強について早急な検討をですねお願いしたいと思います。

緊急を要する問題であり、やっぱり災害時のですね避難の問題は命にかかわる問題であるだけにですね、重点的にこの問題についての対処をお願いしたい、このことを最初の防災対策については強く要望しておきたいと思います。

それから2点目の郵政公社の計画の問題であります、今日、配布されました資料にもですね出ておるんですけども、郵政公社自体はですね、非常に欺まんの態度を取っております。この資料を見ただけではなかなかわかりにくいんですけども、要するに現在の集配業務がですね、廃止されるということは、もう明白にですね、郵便は今まで配達するといっているんですけども、明白に住民サービスが低下されることはもう明らかなんです。

具体的にいきますと、この尾鷲市に統括センターというのが出来ましてですね、わずかな職員を海山や長島の郵便局に残すのみでですね、尾鷲から配達をされるわけです。集配業務が現在行うようになっている時間外の窓口処理等もですね、出来なくなるものですから、例えば選挙関係のですね速達郵便なんていうのは、常にこの郵便局の仕組みを使ってですね、自治体も活用しておったんですが、そういった点については非常に多くの不便を残しますし、配達した場合の不在の処理なんかについてもですね、尾鷲まで連絡をしなければもらいに行けないと、手配されないと、そういった多くの不便が出てまいります。

別会社に、分割民営でですね別会社になってしまいますので、そういうことになっていくわけなんです。したがって、この問題につきましては、やはり議会にもですね、直ちに報告

をしていただきかったし、こういった重要な地域住民に及ぼす影響の問題についてはですね、やはり行政も議会も一緒になってですね、どういう自体になるのか、このことをですねやっぱり検討する必要があるんじゃないかというふうに考えております。

この点について、もう少し町のほうの受けとめ方について見解があればですね、お答え願いたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員がご指摘いただいたように、将来的なことはまだ私としては確実に情報入手をしておりますけれども、民間会社としての効率性を求めていったときには、赤字を出さないというような制約のなかで、ひょっとしたら変化をしていく可能性が十分に考えれます。

しかしながら、これまでの郵便の各サービスをですね低下しないように、よく情報を取ってですね、議会の皆様方とともに町民の皆様と一緒に、そのサービスを低下させないように努力をしてみたいと思います。以上です。

議長

岩見雅夫君。

29番 岩見雅夫議員

この問題はですね、実は国会の段階でも相当論議をされておまして、郵政公社としても地方の住民の声、あるいは自治体ぐるみで反対をしているところもありますから、そういった自治体の声はですね無視は出来ないという、そういう面も持っております。

あくまでもですね、これは言い逃れになるかもわからんのですけれども、郵政公社としては地域住民の納得を得てというふうなことも正式に国会で答弁しておりますし、すでに山口県や長崎県、熊本県、大分県、こういったところでですね、この実施の延期、集配廃止を実施するというのをですね、延期するという事態も出ております。

これの最大の原因は、自治体の反対が非常に強いということにあります。そういった問題を含んでおりますので、先ほど第1回の質問のときにもですね指摘しましたように、郵政公社はですね非常にこう卑劣な方法を取っております、この計画全般を全国で公表するというのをやっていないわけです。地方自治体に対してですね、個別に説明をするというふうなことをしておるんで、なぜそういうことをやっておるんかということですね、結局、これが全面的に実施された場合にはですね、住民に多大の悪影響、そういうものを及ぼす、そのこ

とが明らかになるとですね、なかなか実行が難しくなるので、そういう手段をとっているということですよ。

したがって、これに対するですね統合計画というのは、過疎に集中してきておるわけですね。この集配業務の廃止というのは、結果的には最後にはですね、郵便局の廃止というものにですねつながっていくということですね、一つははっきりと持っておるわけです。

だから、地方の切り捨ての一環としてですね、これを進めているということは明らかですから、そういった点についてですね、行政としても十分な検討をするべきだし、先ほど具体的にちょっといいました議会との協議、あるいは場合によっては住民等も含めたですね、協議も進めたほうがいいのではないかと思います、その点についてはどう考えていますか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その方向に行く段階でですね、今も申し上げたように顕著にその兆候が出た場合には、議会と住民と行政が一体となってですね、要望等を対応していくという姿勢が大変よろしいかと思えます。

議長

岩見雅夫君。

29番 岩見雅夫議員

じゃ3番目のですね、交付税の問題なんですけれども、町長答弁にもありましたようにですね、危機突破総決起大会というのが開かれてですね、非常に全国知事会なんかの決意表明を見るとですね、激しいものがあります。それだけ怒りか広がっているということなんです、当町としてもですね、この19年度の交付税をその財源を絶対確保するというふうなことが、至上命題になってくると思えますが、こういった点についてもですね、積極的なこの国への意見要請、要望とかですねいろんな形があると思えますが、それを急いでですね取る必要があると思えますが、その点についてですね、もう少し具体的な見解があればですね、お示しを願いたいと思えます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ただいま申し上げたようにですね、東京において危機突破決起集会をしてですね、おおむ

ね地方自治体等が要求するいろいろな要件については、採決を取っております。

紀北町といたしましても、三重県町村会のなかでですね、それはしきりにその要望について度々申し上げてですね、それが国のほうで確実に取り上げられるように努力をしていきたいと思えます。

議長

岩見雅夫君。

29番 岩見雅夫議員

じゃ以上で、私の一般質問終わります。

議長

これで岩見雅夫君の質問を終わります。

次に、3番 東清剛君の発言を許可します。

東清剛君。

3番 東清剛議員

3番 東清剛、議員になって3年と4ヵ月、そのうち新町、紀北町議として11ヵ月が過ぎました。議長のお許しを得て、議員活動として最後の一般質問をさせていただきます。

木造住宅耐震診断、耐震補強事業の経過と今後の取り組みについて、お尋ねをいたします。

今すぐ発生してもおかしくない東海地震、30年以内に発生確立が60%の東南海地震、50%の南海地震の発生が予想されていて、3つの地震が同時に発生する可能性があり、震度6、マグニチュード8以上で、津波の高さが5mないし6mと予想されております。

震度6以上となりますと、大方の町民の皆様が生活している木造住宅にも津波の前に震災による多大な被害が予想されております。津波対策については前者議員の質問に町長が詳細に答えておりますので、私は耐震診断のほうを重点的に質問させていただきたいと思えます。

平成15年度より実施されている木造住宅、耐震診断の実績と判定結果、また16年度より実施されている耐震補強工事の実績をお答えいただきたい。

今後の取り組みについては実績を示していただいたあと、自席での質問とさせていただきます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

東清剛議員のご質問にお答えいたします。

木造住宅耐震診断、耐震補強事業の経過と今後の取り組みについてのご質問でございますが、議員ご指摘のように紀北町においても東海・東南海・南海地震が発生した場合、揺れによる建物崩壊や火災による建物被害、また津波による被害が発生し、多数の死傷者や負傷者等の人的被害に加え、家屋やライフラインに大きな被害が出ると心配しているところでございます。

このようなことから、旧紀伊長島町、旧海山町におきましても、木造住宅耐震診断調査は平成15年度より実施しておりまして、平成17年度までの3カ年で143件の申請があり調査を実施してまいりました。調査を行った143件のうち、総合評点0.7以上の家屋は9件、パーセンテージとしましては6.3%でございます、総合評点0.7以下の家屋は134件でございます。

一方、木造住宅耐震補強事業につきましては、紀伊長島区で実施しておりまして、平成16年度、平成17年度と合わせまして4件の補助を行っております。

紀北町の今後の取り組みでございますが、町内の木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるとともに、木造住宅耐震診断調査につきましては、今後10年間で対象戸数のおおむね3割を耐震診断調査する計画をしておりまして、今年度は、160件と大幅に件数を増加し実施しようとするものであります。

特に、地震による家屋の崩壊により避難路の確保が出来ない海に近い密集地を重点的に、調査を実施していきたいと考えております。また、木造住宅耐震補強事業につきましても、耐震診断調査を受けられ、総合評点0.7未満と診断された家屋を対象に、町民の希望に応じて実施してまいりたいと考えております。

議長

東清剛君。

3番 東清剛議員

木造住宅耐震診断の対象家屋というのは、昭和56年6月以前の建物のことですね。そのなかで評点が0.7以上というのは、今町長いわれましたように9件しかない、0.7以下が大半で93%以上のものが耐震補強が必要だと診断されておりますね。

やはり耐震補強は当然必要なんですけども、耐震補強工事には補助金制度がございますが、なかなか自己資金が要るんで、手をつけにくい面が多々あるかと思います。そのなかで4件が実施されたとのことでしたけども、被害を未然に防ぐためには、被害の軽減をしなきゃいけない。被害耐震補強工事もやっぱりこれどうしても進めていただきたいんですけども、そ

のなかで今の制度のように3分の2は県と町ですか、それをもう少し見直して、もう少ししやすいような状況にさせていただくのがいいのではないかと、私は今思っております。

まず、その前に耐震補強よりも実績として143件ですね、その耐震診断を受けられた家屋はね。それでまた今回補正で345万円計上されて、特に160件ね、町長説明されたように、160件がありますが、町内には意外と耐震診断を受けなければいけない対象の家屋というのは、何件ございますか、それを全部終らすのには何年かかるのか、そのへんを把握しておられれば、お答えください。

議長

奥山町長

奥山始郎町長

紀北町内の木造住宅の状況はですね、全体で1万497戸でございます。

それでそのうち耐震調査対象となる昭和56年5月の31日以前の住宅ですね、これは耐震調査の対象となります。これが3,664戸であります。

それでいきますと、今年度160件としていきますとですね、20年ぐらいかかるのかなという計算になってまいります。

議長

東清剛君。

3番 東清剛議員

今のお話でね、20年かかってよろしいんですかとなるんですけども、もう少し早急に取り組むようなことをね、考え方ないと、私ら寿命あるかないかわかりませんよ。

その前に今年度はね160戸、徐々に増やしていただかないといけないし、すぐ起きてもおかしくないのが東海地震ですよ。それに連動して東南海、南海が起きてくる、3つ起きるとね。やっぱりそれをもう少し危機感を持っていただきたい。津波以上にやっぱり建物の倒壊での被害を受けるのが。

それで、木造住宅これ耐震診断は全額公費ですからね、だから自己負担要りませんから、是非ともこれは160件、今実績としては30件ずつを長島は3回、3年ですね。それで120件、それ一挙に増えたわけですからね、要するにそのへんの広報活動なりをしていただいて、まずそれで耐震診断を受けていただいて、自分の住んでいる家がどのような震度で壊れてしまうのかということを自覚するのが、一番必要なことだと思いますね。そのためにはやっぱり診断は是非とも全戸、もう早急に受けていただくような手当をしていただきたいと思います。

当然、津波の前に起こる地震ですから、津波で被害になる前にね、自分の命をどのようにしたら守れるのかというね、自助、共助、公助がありますけども、自助の部分の行動を自分の建物の弱さを知っていただいてね、自覚していただくというのが一番大切なことだと私は思います。

木造住宅については、是非とももう少し多数できるような格好で県へも要望していただきたいと思います。

もう1つは、これで同じように耐震で道路、それで家の周り等にございますコンクリート塀、ブロック塀の倒壊がまず避難路を防いでしまうということと、その倒壊によってはやっぱり死傷者も出てくる可能性もございますんで、そのへんをねどのように取り込まれるのか、これもやっぱり補助制度を設けて応分の助成をするというような方法を考えたらと思いますけど、町長いかがでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

あれですね、出来るだけ多く耐震診断を受けられるように、町民の皆様の意識を高揚していただきたいと思います。

それから2番目に、コンクリート塀、ブロック塀への補強ですね。現在のところ補助制度がありませんので大変難しいと思いますけれども、今後これは予想されることでありますね。密集地においては特にですね。そういうことでありますんで、今後も検討してまいりたいと思います。

議長

東清剛君。

3番 東清剛議員

是非ともね、早急に取り組んでいただくように、町だけではなしに、県、国でのこれね取り組みになろうかと思えますんで。

また、この木造住宅耐震診断をすることによってね、仮にこれは起こってはいけないと思いますけども、被害があったときにはね、罹災証明の発行が速やかに行えるということも、皆さんにやっぱり知っていただかないといけない。これはこの地区は大水害でやられましたね、未曾有のね、2年前ですか、あのときやっぱり罹災証明出すのに大変だと思います。それはやっぱり木造住宅の耐震診断をやっていけばね、平面図もあればね、家の格好がわかり

ますから、これ簡単に出来る、それは早急に出来る、これはやっぱり利点だと思いますので、是非ともよろしく願いいたします。

これで私の質問は終らせていただきます。

議長

以上で、東清剛君の質問を終わります。

以上で、通告済みの発言はすべて終わりました。

議長

本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さんでした。

(午後 1時 51分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年10月16日

紀北町議会議員 川端龍雄

紀北町議会議員 永田安彦

紀北町議会議員 浅川 研